木城町告示第1号

令和2年第1回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。 令和2年2月28日

木城町長 半渡 英俊

1	期	\exists	令和2年3月6日	(金)	午前9時
_	\/Y	\vdash		(31/-)	1 13 0 13

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

 久保富士子君
 桑原 勝広君

 森 伸夫君
 眞鍋 博君

 中武 良雄君
 黒木 泰三君

 後藤 和実君
 甲斐 政治君

 原 博君
 神田 直人君

○3月12日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和2年 第1回(定例)木 城 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和2年3月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1)議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 木城町こども未来基金条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第7 議案第3号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第4号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第5号 令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第6号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第7号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 令和2年度木城町一般会計予算

- 日程第18 議案第14号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和2年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和2年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 木城町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第24 議案第20号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第25 議案第21号 権利の放棄について
- 日程第26 議案第22号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第29 委員会付託の省略
- 日程第30 議案に対する質疑
- 日程第31 各常任委員会·特別委員会議案審査付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1)議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 木城町こども未来基金条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第7 議案第3号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第4号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第5号 令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第6号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第7号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について

日程第13 議案第9号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

の制定について

日程第14 議案第10号 木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について

日程第15 議案第11号 木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第12号 木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第13号 令和2年度木城町一般会計予算

日程第18 議案第14号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

日程第19 議案第15号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算

日程第20 議案第16号 令和2年度木城町下水道事業特別会計予算

日程第21 議案第17号 令和2年度木城町介護保険特別会計予算

日程第22 議案第18号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23 議案第19号 木城町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第24 議案第20号 土地改良事業計画の変更について

日程第25 議案第21号 権利の放棄について

日程第26 議案第22号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第28 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第29 委員会付託の省略

日程第30 議案に対する質疑

日程第31 各常任委員会·特別委員会議案審查付託

出席議員(10名)

 1番 久保富士子君
 2番 桑原 勝広君

 3番 森 伸夫君
 5番 眞鍋 博君

 6番 中武 良雄君
 7番 黒木 泰三君

 8番 後藤 和実君
 9番 甲斐 政治君

 10番 原 博君
 11番 神田 直人君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君

議事調査係長 内野宮克俊君

書 記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡	英俊君	副町長	横田	学君
教育長	恵利	修二君	総務財政課長	中井	諒二君
会計管理者	津江	邦彦君	まちづくり推進課長	西田	誠司君
環境整備課長	吉岡	信明君	教育課長	萩原	一也君
税務課長	黒木	宏樹君	福祉保健課長	小野	浩司君
町民課長	藤井	学君	産業振興課長	渕上	達也君
代表監査委員	桑原	正憲君			

午前9時00分開会

○事務局長(河野 浩俊君) 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、 電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長(神田 直人) おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和2年第1回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、議場内におきましてはマスクの原則着用及び消毒の徹底にご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、発言の際は必要に応じてマスクを外しての発言もありますので、ご了承ください。

令和2年第1回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、議会運営 委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここでお断り申し上げます。本定例会では一般質問を4名の議員が通告されておりましたが、

新型コロナウイルス感染予防に配慮し、本定例会における一般質問については、取りやめとする ことといたしましたので、ご理解、ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(神田 直人) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、眞鍋博君、6番、中武良雄君を 指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(神田 直人) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

〇議長(神田 直人) 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

- 12月12日、佐々木元氏の高齢者叙勲伝達があり、町長とともに都城市に行き、長年の功績に対して感謝申し上げたところであります。
- 12月15日、新田原工アフェスタ2019祝賀会が新田原基地であり、出席をしました。大変なにぎわいでありました。
- 12月19日、県選出国会議員を表敬訪問いたしました。日ごろのお礼と今後のご指導をお願い申し上げたところであります。
- 12月22日、杉良子氏の藍綬褒章受賞記念祝賀会がホテル四季亭であり、出席いたしました。 長年の民生委員としての活動が認められたものであります。
 - 12月25日、中村一也氏の全国町村議会議長会永年表彰の伝達をしたところです。永年の

20年以上の表彰であります。

同日、東児湯消防組合議会定例会があり、平成30年度の一般会計歳入歳出決算の承認についてなど、7議案が提出され、それぞれ承認をされたところです。

令和2年1月1日、成人式があり新成人に対してこれからの成長を願ってエールを送ったところであります。

1月6日、仕事始め式が役場3階大会議室であり、全職員に対して町民の負託に応えるようお願いをしたところであります。

同日3時より商工会館で令和2年木城町新年賀詞交歓会がありました。

1月11日、川南町において郡内最初の消防始式があり、出席をいたしました。

1月12日、木城町消防始式がありました。

同日、第10回宮崎県市町村対抗駅伝大会開会式が宮崎市市民文化ホールで行われ、出席をしております。

1月13日、宮崎県市町村対抗駅伝大会の応援に行ってまいりました。町村部で木城Aが 12位、Bは最下位ではありましたが、見事完走をいたしております。

1月17日、令和2年新田原基地新年賀詞交歓会があり、出席をいたしております。

1月21日、児湯郡(市)町村議会議長会議員研修会が総合交流センターにおいてありました。

1月26日、木城町新春ジョギング大会があり、48回の回数を重ね、千葉県からの出席者もあり定着していることを感じました。

1月28日、宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議研修会が、宮崎市民プラザのオルブライトホールであり、宮崎大学農学部森林緑地環境科学科准教授、櫻井倫氏により「ICTによる森林の経営と施業の革新」という題で講演がありました。高性能機械についての話でありました。また、新たな原木の流通に、消費に向けての「NJ素流協の取り組み」と題してのノースジャパン素材流通協同組合理事長の鈴木信哉氏の講話がありました。流通についての話でありました。

1月30日、門川町で宮崎県町村議会議長会研修会がありました。3町における活動報告がなされたところであります。

1月31日、航空自衛隊新田原基地周辺協議会があり、新田原の米軍緊急時使用に伴う施設整備についての説明があり、問題になっております弾薬庫の中身についての説明はなかったが、今後も引き続いて交渉をするということでありました。

2月7日、児湯郡(市)町村議会議長会定例会が道の駅つのであり、令和元年度決算見込額について、令和2年度年間行事計画について、議員研修会についてなど、それぞれ承認されたところです。その後、県議会議員の先生との意見交換会を行っております。

2月12日から13日にかけて、国土交通省九州整備局また防衛省九州防衛局に新年の挨拶並

びに今年の事業等に対しての協力のお願いをしたところです。町長、総務財政課長とともに出席 をしております。その後、駐福岡大韓民国総領事との懇談会があり、百済王族との関係もありま して、今後の交流を約束したところであります。

13日は、熊本の農林省九州農政局を訪問し、特に本町の農業分野についての協力をお願いしたところであります。

2月17日、西都児湯森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会議研修会が、美郷町県林業技 術センターであり、産業文教常任委員会正副委員長とともに出席をしております。同センターの 説明と昨年度開校しました林業大学校についての説明、また施設の見学をしたところであります。

2月18日、宮崎県町村議会議長会第71回定期総会があり、総会に先立ち表彰がありまして、議員の原博氏が勤続12年以上ということで、表彰を受けたところであります。総会は4議案が上程され、それぞれ承認されたところです。その後、県議会議長丸山裕次郎氏の講演がありました。

2月19日、西都児湯環境整備事務組合議会定例会があり、総務常任委員長とともに出席をしております。3議案が上程され、それぞれ承認を受けたところです。

同日、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会定例会が行われ、承認1号、議案2議案がそれぞれ承認されたところです。

2月20日、木城町民生委員児童委員との意見交換会が行われ、民生委員の貴重な意見を聞けたところであります。

2月21日、宮崎県東児湯消防組合議会定例会があり、同意1件、議案3件が上程され、それ ぞれ承認をされたところです。

同日、午後6時より九州オルレ「宮崎・小丸川コース」認定祝賀会があり、副議長、産業文教 常任委員長とともに、出席をしております。

2月27日、川南・木城両町議会合同協議会が行われ、全国町村議会議長会、議事調査部長の 鈴木毅氏の講演がありました。

2月28日、鈴木氏と宮崎県町村議会議長会局長の﨑村氏を町内の施設を案内したところであります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりでありますが、報告書1番、児湯郡(市)町村議会議長会議員研修会の件、3番、宮崎県町村議会議長会議員研修会の件については、先ほどの議長の会務

報告の中で報告いたしましたので、省略いたします。

次に、報告書2番、市町村議会議員研修「自治体財政の見方」の件について、1番、久保富士 子君の登壇報告を求めます。1番、久保富士子君。

○議員(1番 久保富士子君) おはようございます。失礼して、マスクを外させていただきます。 市町村議会議員研修報告をいたします。

2020年1月22日から23日までの2日間、桑原議員とともに滋賀県にある全国市町村国際文化研修所において「自治体財政の見方について・実質収支比率を中心に」と題し、地方自治体の財政運営と議員の役割及び財政分析指標の見方、財政分析指標に関する演習、今後の健全な行政運営に向けての自治体財政のポイントなどについて研修を受けました。

公認会計士の小室将雄氏による自治体財政指数の見方の講義では、自治体財政指数や国の動向についての説明があり、各グループに分かれ、ほかの自治体の財政状況資料集を使用して、財政指標分析の演習を行いました。最も勉強になったのは、実際の財政状況資料集を用いて、その自治体の財政の特徴を分析し、問題を洗い出し、問題解決に向けた提案までをディスカッションしたことでした。

1年生議員にとっては、このような研修の場がなかなか得られない現状の中、今回、この研修に参加したことで、他市町村の財政状況と木城町の比較もでき、数字の持つ意味、分散させる技、健全に見せる手法など、多少は理解することができたのではないかと思います。

財政分析を理解するには、10年以上かかると講師の先生が言われておりましたが、1度だけの研修では難しいものがありました。来年度も研修に参加したいと思っております。現在の木城町の実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費比率を見ても健全に推移していることはわかりました。しかし、今後ほとんどの自治体で人口減少、高齢化が進むにつれ、人件費、扶助費、公債費などが大幅に増えることが予想されます。木城町の財政状況も現在まで健全に推移してきていますが、今後大きな事業として、小中一貫義務教育学校の建設も予定され、基金の大幅な取り崩しも予想され、財政運営も厳しさが増すものと思われる中、私たち議員が町民の代表として木城町の財政状況をしっかりと見極め、適切な予算執行に生かせるような日々努力することが、議員に課せられた役割なのではないかと思います。

以上で、議員研修報告を終わります。

○議長(神田 直人) 1番、久保富士子君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長(半渡 英俊君) 三寒四温の中に早春の候を迎え、日ごとに寒さも緩んでまいりました。

本日、令和2年第1回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、諸事ご多用の中にもかかわりませずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日ごろから議員の皆様には、町政の運営にご理解とご協力、ご支援をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算案6件、条例案7件、当初予算案6件、その他3件、諮問 1件、合わせまして23件の付議事件のご審議をお願い申し上げます。

付議事件の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。 ご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、新型肺炎であります新型コロナウイルス感染症問題について、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下の中で、感染をされてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、療養中の方々にもお見舞いを申し上げます。早く終息しますように、そして一刻も早く平穏な生活に戻れますよう、お祈りを申し上げたいと思います。

本町におきましては、2月20日に臨時課長会議、25日には政府の「新型コロナウイルス感染対策の基本方針」が出されましたので、同日に定例課長会議を開催し、新型コロナウイルス対策について協議をいたしました。感染症対策会議の設置と、町民に対する情報提供、感染予防等について適宜情報提供するとともに、イベント等の縮小開催や延期及び中止等、各課長に再検討するよう指示をいたしました。

26日からは、平成26年に策定をしております「木城町新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じて、新型コロナウイルス感染症対策会議を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等について、広く町民に周知、啓発及び催し物やイベント並びに不要不急の外出などにご配慮いただきたいことなどの自粛要請をしております。さらには、政府からの感染予防に対する要請及び国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解に基づいて、迅速かつ的確な情報提供、関係機関等との連携強化、支援体制の確認等を行ってまいりました。

27日には、国・政府から感染拡大防止のために大規模なスポーツや文化イベントなどについて、規模縮小、延期、中止等の要請がありましたので、催し物等が中止や延期、あるいは規模を縮小しての開催となってきております。

さらには、小中学校の臨時休校の要請に伴い、3月3日から当分の間、小中学校を臨時休校といたしました。休校にあたっては、児童生徒、保護者、学校現場に配慮しつつ、木城町、教育委員会、学校、PTA、社会福祉協議会等の関係機関で連携して対応しております。

なお、中学3年生につきましては、県立高校入試、4日から昨日まで行われたところでありま

すが、入試を控えておりましたので、学校の登校は許可をしたところであります。

小学校1年生から3年生までの低学年におきましては、児童館での対応ができませんので、放課後児童クラブで受け入れをすることにいたし、利用料は取らないという措置をいたしました。なお、今回の放課後児童クラブ開放による費用につきましては、緊急時での迅速な対応を考慮させていただき、専決処分で対応いたしました。議員各位のご理解を賜りたいと思います。

公共施設及び指定管理施設につきましては、従事する職員みずからの手洗い、うがい、消毒などでの感染予防を促すとともに、マスク及び消毒液を配置いたしました。ご承知のように、宮崎県では宮崎市在住の70歳代男性の感染確認が発表されたところでありますが、木城町内では、現在のところ、感染者の報告は受けておりません。

改めまして、町民の皆様、議会議員の皆様には日を追うごとに不自由な生活を余儀なくされ、 また経済活動等にも影響が出てきておりますが、町民の安心安全及び感染拡大防止や一日も早い 収束に向けての取り組み、対策でありますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、今議会の対応について 特段のご配慮、ご賢察を賜りましたことに敬意を表します。

それでは、政務報告の前に2点報告をさせていただきます。

1点目は、木城小学校の喜ばしい話題であります。中部教育事務所が発行しています「絆1月号」に、木城小学校の学力向上マネジメントサイクルが紹介をされています。本年度の全国学力学習状況調査において、前年度からの大きな伸びがあったことが評価をされ、優良取り組み事例として紹介をされています。県内26市町村の中で3番目、市町村立小学校235校のうち4番目というすばらしい成績です。

また、第51回宮日ジュニア展において、木城小学校から準特選1名、優良1名が受賞いたしております。

さらに、第46回動物の作文コンクールでは、1名が県知事表彰という特別賞に輝いております。

教育のまちづくりのために、人づくりのために、できる限りの教育的効果のあるシャワーをいっぱい浴びさせたいと思います。

2点目は、故長友和吉様が預託された文化財問題の件であります。このことにつきましては、 定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいておりまして、12月議会定例会以降の経過 等であります。9月定例会時の報告と変わりありません。

参考までに申し上げたいと思います。教育委員会が主体となりまして、たかなべ法律事務所の 高橋康郎弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して、謝罪と賠償金をお示し した上で、個別に和解解決を図ってきております。これまで8名の方々に賠償金を支払い、和解 契約を締結をしております。残りの4名は「謝罪も賠償金も受け入れられない」となっていますが、今後も引き続き、謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により、報告をさせていただきます。

なお、議長報告と一部重複するところがありますけれども、ご理解をいただきたいと思います。 1ページをごらんください。

初めに、12日の議会終了後に、現在、都城市在住で、元木城町議会議長など重要な役職を歴任されました佐々木元氏を神田議長とともに訪問し、市町村議会議員として顕著な功績のあったことに対する旭日単光賞の栄に浴されましたので、勲章を伝達し、お祝いを申し上げました。

次に、14日から15日まで九州保健福祉大学社会福祉学部2019冬木城町合宿が行われました。そして、連携事業の一環で、15日に町体育館において健康福祉祭りをしていただきました。企画から運営・進行まで学生の発案による健康福祉祭りであり、町民とのゆり保育園の園児、スポーツ少年団員との交流の催しもあり、有意義な連携事業の発表の場でありました。

町民の参加が少ないのが残念に思います。町民みんなが参加することで、何事にも関心を持ち、 自分の事として捉えることが肝要ではないかと思っております。

次に、19日から20日まで、神田議長とともに上京をいたしました。農林水産大臣就任お祝いと要望陳情関係のお礼のため、江藤大臣ほか県選出国会議員及び東京事務所を表敬訪問いたしました。あわせまして、内閣府外局の復興庁に赴き、末宗事務次官を表敬訪問し、日ごろの指導助言のお礼と、まちづくりについての意見交換をさせていただきました。

次に、22日でございます。民生児童委員会会長の杉良子氏が、秋の藍綬褒章を受章され、受章記念祝賀会が開催され、神田議長をはじめ議員の皆様にもご列席をいただき、和やかに祝福の宴が開催されたところであります。長年にわたり、地域における民生児童委員の中心的存在として、ご活動・ご活躍された功績が認められたものであり、木城町にとっても誇りとなるものだと思います。

受章祝賀会の後、江藤拓農林水産大臣就任祝賀会が宮崎市内で開催されましたので、神田議長とともにご就任の祝福を申し上げました。

次に、23日でございます。木城町消防団の年末年始特別警戒出発式に臨みました。警戒期間は23日から明けて17日まで行っていただきました。消防団のおかげで、大きな火災及び事故等もなく、年末年始の安心安全が担保されていることに感謝です。

なお、1月28日の東児湯消防組合及び宮崎日日新聞報道によりますと、2019年の管内

5町の火災件数が、前年を下回るのは過去30年間で初めてということだそうであります。今後も火災予防に努め、安心して暮らせる地域づくりに取り組むことを再確認したところであります。次に、26日でございます。木城町景観計画策定委員会を開催いたしました。平成16年に景観法が公布施行され、景観の優れた観光資源の保全活用による観光地の魅力向上のために、景観計画を策定するものであります。委員長には、南九州大学名誉教授の北川義男先生にお願いをいたしました。私からは、総合的なまちづくりにつなげていくことが大事であり、「みんなで創る明日に向けて翔くまち 木城」を目指して、良好な景観形成を次世代に引き継ぐような計画にしてもらいたいとお願いをいたしました。

次に、27日でございます。2019年、令和元年の仕事納め式を午後4時から行いました。 うるわしい和の新元号「令和」に新たな時代の希望を感じた1年であり、そしてこの1年間の事 務事業に対する職員の支え、かかわり、誠意と努力で町政全般にわたって、堅実な成果を収めた ことに感謝を申し上げました。

次に、1月1日でございます。神田議長をはじめ議員各位にもご参列いただき、2020年、 令和になって初めてとなる木城町成人式をリバリスホールでとり行いました。84名の成人者の うち45名が出席し、一人一人に成人証書を授与いたしました。私からは成人式を迎えての、 あ・い・う・え・おの祝辞を述べ、夢の実現と活躍を期待するためのエールを送りました。

なお、12日付の宮崎日日新聞において、民法改正に伴う成人年齢18歳引き下げに伴う成人 式のあり方についての掲載がありました。成人式の対象年齢や式典の名称等については、今後検 討してまいります。

次に、6日でございます。神田議長、鎌田農業委員会会長にご臨席を賜り、令和2年木城町仕事始め式をとり行いました。職員には庚子にちなみ、新しいことにチャレンジしていただきたいということと、ワンチームの思いを胸にみんなで一致団結、協力して、町民の満足度と幸福度を高めてまいりましょうと訓示をいたしました。

2ページをお開きください。

午後からは、木城町を支えている、そしてお力添えいただいている方々のご臨席を賜り、令和になって初めてとなる木城町新年賀詞交歓会が商工会館で開催をされました。町長挨拶として、 庚子の年は新しいことにチャレンジするのに適した年ということから、スピード感と変化に敏感になって挑戦をして、よりよく大化けをいたしましょうと挨拶をいたしました。

次に、7日でございます。神田議長にもご同行いただき、県庁、国交省宮崎河川国道事務所、 西都児湯森林管理署、九州電力宮崎支社初め、関係機関に年始挨拶を兼ねて、木城町のまちづく りにご支援とご理解をいただくために、表敬訪問をいたしました。木城町をよりよくするために、 元気にするために、今後も議会と執行部一致団結、協力して、あらゆる機会を通して、要望・陳 情活動などを積極的に行っていきたいと考えております。

次に、12日でございますが、小雨交じりの空模様を気にしながら、木城町消防始め式を開催 いたしました。

団員には、日ごろから町民の安心と安全をお守りいただいていることに感謝を申し上げたところです。点検においては、各部ともよく整備訓練されており、大変心強く感じました。

次に、13日でございます。大会史上初めて、女子中学生区間を設けての第10回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が開催されました。木城町は、今年も永澤監督、幸津コーチ、選手の皆さんが、思いを一つにしてたすきをつなぎ、昨年に引き続き2チーム出場いたしました。町村の部で出場参加22チーム中、木城町Aは2時間25分23秒で16位、木城町Bは2時間39分47秒で22位でした。小さい町から2チーム出場参加は、誇らしいものと考えております。

次に、17日から19日まで、師走祭りが比木神社及び神門神社で行われました。平成28年 1月に1市3町での「百済王族伝説を生かしたまちづくりに取り組む連携協定」を結んでおりま すので、今回も迎え火の初日と特殊祭事が行われました2日目も参加をいたしました。

17日の夜には、駐福岡大韓民国総領事館の孫鐘植総領事との意見交換の場があり、親しく懇談させていただきました。迎え火につきましては、昨年から株式会社川野建設が、やぐらを設置していただいております。木城町あるいは観光協会、もしくは役場職員互助会として、迎え火のやぐらが設置できないか検討をしたいと思います。私たちも含めて、もう少し町民一人一人が関わる、盛り立てる、参加することが肝要ではないかと思っております。

次に、19日でございます。九州の神楽シンポジウム2020が、宮崎市のメデイキット県民文化センターで2日間にわたり開催をされ、神楽公演では本町の中之又神楽、諸塚村の桂神楽、長崎県新上五島町の上五島神楽、長野県飯田市の遠山の霜月祭が舞われ、伝統芸能である神楽の多様性と魅力に触れるよい機会となりました。

現在、中之又神楽は西米良村の村所神楽と西都市の尾八重神楽という「米良山神楽」として、 記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財として、平成29年1月に指定されています。次の 段階であります国指定重要無形文化財指定に向けて、現在、文化庁に審議をお願いしているとこ ろであります。

なお、比木神楽を母体とする高鍋神楽は、昭和53年1月に記録作成等の措置を講ずべき無形 民俗文化財の指定を受けています。国指定重要無形文化財指定を目指して、令和2年度から調査 などの取り組みをしていくことにしております。

3ページをお開きください。

次に、22日でございます。児湯畜連の新春初子牛せり市が行われ、競り売却頭数871頭の うち、木城町からは81頭が出頭いたしました。去勢では、全体平均78万6,000円に対し て木城町は75万8,000円。雌牛では、全体平均68万2,000円に対して木城町は65万1,000円という結果でした。いま一度、飼養管理をしっかりすることと、母牛の更新が急がれます。

ちなみに、木城町における去勢の最高額は85万5,000円、雌牛の最高額は81万1,000円でありました。

次に、26日でございます。48回目を迎えました木城町新春ジョギング大会が、県外からは 千葉県、長崎県、大分県から、そして小学校1年生から最高齢者は72歳まで、昨年より10名 多い364名の出場者を得て開催をされました。

町民が一人でも多く、健康寿命を延ばすためにもジョギングやウオーキングなど、身近に体を動かす習慣を身につけていただきたいと思ったところです。あわせまして、2年後の50回大会に向けて、節目の記念大会となるよう、令和2年度から検討するよう、指示をいたしました。

次に、29日でございます。木城町まち・ひと・しごと創生本部推進会議を開催し、本年4月からの第2期地方創生に関する総合戦略等の策定について、ご協力、ご支援をお願いいたしました。継続、そして挑戦していくことが、よりよいまちづくりに通じるということを申し上げた上で、いろんな分野から18名の多士済々の方々に委員をお願いし、会長に観光協会会長の牛田宏氏、副会長に高鍋信用金庫木城支店長の落合光秀氏にご就任をいただきました。

次に、2月4日でございますが、防衛省地方協力局政策企画室の掛水室長が来庁されました。 住宅防音工事の予算及び進捗状況等など、意見交換をさせていただきました。席上、義務教育学 校建設にかかる防音工事等については、九州防衛局と相談していただきたいとのご提案をいただ きましたので、12日の九州防衛局訪問時に相談をさせていただくことになりました。

次に、6日から7日にまで、地方創生EXPO講演会のため、若手職員2名とともに上京をいたしました。本年、4月からの第2期の地方創生に関するまち・ひと・しごと創生総合戦略と、地方創生事業の検証・課題をご教授いただき、今後の取り組みに対して大いに参考になりました。あわせまして、東京事務所、江藤国会議員事務所等にも表敬訪問をいたしました。できるだけ機会を捉えて、職員研修の一つとして、職員がいい気づきをしてくれればと考えておりまして、今後も若手職員を随行させたいと考えております。

次に、12日から13日にかけまして、神田議長にもご同行いただき、福岡市の九州地方整備局、九州防衛局、駐福岡大韓民国総領事館、九州電力本店、西技工業株式会社、13日には熊本市の九州農政局を表敬訪問し、年始挨拶とインフラ整備等の要望を行いました。

九州地方整備局では、佐藤都市調整官等に対応をしていただきまして、令和2年度当初予算に計上しております下水道事業特別会計における、公営企業会計導入に伴う財政上の支援をお願いいたしました。九州防衛局では、照井次長、衛藤防音対策課長等に対応をしていただきまして、

義務教育学校建設に係る防音工事等の支援をいただきたいことと、それに伴う騒音測定をお願い いたしました。

駐福岡大韓民国総領事館では、総領事招宴の昼食会に出席し、師走祭り参加へのお礼と、九州 オルレ「宮崎・小丸川コース」採択においてのご配慮と後押しにお礼を申し上げました。九州農 政局では、横井局長、田中次長に応対をしていただきまして、畜産クラスター事業のお礼、産地 パワーアップ事業の要件緩和、水田フル活用等について意見交換をさせていただきました。

次に、17日から18日まで、フォーラムの会の理事会のため上京をいたしました。全国小さくても輝く自治体フォーラムの会の理事を昨年度から引き受けております。11月開催予定の高知県大川村フォーラムの開催案や、総会の議事等について協議いたしました。

このフォームの会には宮崎県からは県町村会と8町村が加盟をしております。議会からも参加 していただきたいと思っております。なお、木城町での開催は、令和4年度招致をするというこ とで、理事会の内諾を得ております。

4ページをお開きください。

18日の午後からは、宮崎県国民健康保険団体連合会の通常総会に出席をいたしました。被保険者が減少する中で、医療費が増加をしております。持続可能な運営が求められていることを再認識いたしました。

次に、20日です。宮崎県国土調査推進協議会の臨時総会では、令和2年度の事業計画を協議いたしました。県内27団体のうち、木城町を含む9団体が地籍調査を終えています。残りの18団体につきましては、令和2年度からの新たな「第7次国土調査事業10カ年計画に基づき実施していくことになります。

宮崎県地域振興対策協議会の定期総会では、引き続き、山村振興部会の副会長を務めることになりました。宮崎県町村会の定期総会では、事業報告と歳入歳出決算を認定し、令和2年度の事業計画及び一般会計予算を承認いたしました。今後も地方創生の実現に向け、町村相互の連携を一層強固にし、町村が直面する諸課題解決に向けた活動を積極的に展開することを確認いたしました。

午後からは令和2年度第62回宮崎県畜産共進会が児湯畜連を会場にして開催されることから、宮崎県畜産共進会地域協賛会の設立総会が開催されました。会長に小嶋新富町長、副会長に押川西都市長と平島畜連会長を選出し、口蹄疫からの再生復興への感謝と第12回全共につながる大会となるようにしていくことを確認いたしました。なお、大会協賛金10万円につきましては、当初予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

帰庁後、臨時課長会議を開催し、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの感染拡 大の中で、情報共有と共通理解をした上で、町民に対する手だてや注意喚起を行っていくことを 確認いたしました。

次に、21日には高鍋町内で九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の認定祝賀会、翌22日には 比木神社で駐福岡大韓民国総領事館の孫鐘植総領事を迎えて、オープニングセレモニーが行われ ました。比木神社を出発し、鴫野の浜を結ぶトレッキングコースがたくさんの人々に愛され、親 しまれることを願っています。なお、九州では22カ所目、県内では高千穂コースに次いで2カ 所目となります。

午後からは認知症講演会に出席いたしました。国が進めています地域包括ケアシステム構築では、地域での見守りや支援、地域で支える取り組みの強化が求められています。そこで、今回は認知症予防や地域における取り組みについて、厚生労働省九州厚生局並びに連携事業の協定をしています鹿屋体育大学のお二人の先生からご講演をいただいたところであります。

次に、第4回フットリンクスカップ大会が昨年に引き続きまして22日から23日まで石河内 地区で開催されました。県内のクラブチーム8チームが集まってのサッカー大会、宿泊体験交流、 キックゲーム等を通じで交流を深めるという催しであります。オプションスポンサーはトヨタカ ローラ宮崎株式会社であり、サッカーを通じて地域貢献と青少年健全育成を図っていらっしゃい ます。

次に3月2日でございますが、木城町国民健康保険運営協議会、会長の自治公民館連絡協議会長の西有一郎氏を初め、9名で構成をされています。今年度、第2回目の運営協議会を開催し、令和元年度の国民健康保険の状況等を報告し、令和2年度の事業計画案、及び予算案について説明し、ご承認をいただきました。被保険者は年々減少傾向にあり、そして特定健診受診率も減少傾向にありますが、ここ数年は一人当たりの医療費が34万円前後で推移しています。平成30年度の一人当たりの医療費33万9,919円は、県内26市町村で3番目に低い医療費となっています。

なお、都道府県支出金の保険者努力支援金でありますが、医療費の適正化に資する指標に対する達成度に応じて、ご褒美的な支援金が支給されるものでありまして、保険者の取り組みに対するインセンティブ強化を図る観点から、平成30年度から構築をされている制度があります。木城町には、今年度343万7,000円がご褒美として支給される見込みであります。なお、この保険者努力支援金は県内26市町村の中で3番目、全国1,724市区町村の中では23番目に高い支援金となっております。職員の健康長寿に向けての頑張りに感謝したいと思いますし、誇りに思っております。今後も相互扶助の精神にのっとり、宮崎県国民健康保険団体連合会との連携を密にし、保険財政の安定化や保険料の平準化を図ってまいります。

以上で政務報告を終わらせていただきます。

○議長(神田 直人) 以上で町長の行政報告が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長(神田 直人) 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長(半渡 英俊君) それでは、令和2年度施政方針を申し上げます。お手元に配付されておりますのでごらんいただきたいと思います。

令和2年第1回木城町議会定例会に当たり、令和2年度の町政運営に関する私の所信の一端と 施政方針を申し上げ、町民の皆様を初め、議員各位のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じ ます。

さて、私は平成27年4月の町長就任以来、諸先輩方が築かれてきましたまちづくりを引き継ぎ、町民や議員の皆様の声に耳を傾け、地方創生、安心安全なまちづくり、子育て支援、地域担当職員制度、文化財問題、地域包括ケアシステムの構築、乗り合いタクシーの試験運行など、多くの課題に対して挑戦し、その解決の実現に向けての取り組みを進めてまいりました。

町長就任2期目の2年目を迎えます。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新、全力投球で木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

また、令和2年度からの第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口減少対策と地域活性化対策を一つ一つ具現化してまいります。

そして、第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔くまち木城」の実現と、私の選挙公約、町民を初め、議員の皆様から寄せられましたご意見をもとに、本町の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという決意を持って、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。

我が国の経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題を めぐる動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域をめぐる情勢等の海外経済の動向や 金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の経済動向、新型肺炎の影響等に留意す る必要があります。

また、国の財政においては、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも、さらなる累増が見込まれ、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあります。

地方においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災 対策等に取り組みつつ、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を 高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが求められています。 本町においても、人口減少、少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地域社会の維持・再生に向けた対応を早急に進めていく必要があることから、空き家等の実態把握、石河内・中之又へき地診療事業、新規就農者支援事業など、地域社会の維持・再生に向けた取り組みを進め、また、令和5年開校予定の義務教育学校校舎建設事業、小中学校給食無償化事業など、子育て・教育支援事業を、より一層推進することで、人づくり革命の実現を図り、そして近年多発する自然災害への対応のため、無線告知システム蓄電池増設事業、農村地域防災減災事業ハザードマップ作成などによる防災・減災対策など、第5次木城町総合計画、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた重要な政策課題への対応に必要な予算編成を行ったところであります。

あわせまして、将来にわたって健全な財政運営を行うため、固定資産税の減少により町税が減少したものの、自主財源である町税の確保、国・県支出金、基金繰入やふるさと納税の推進など、適切な財源確保と歳出全般にわたる歳出の精査による財政健全化の取り組みを進めたところであります。

こうした中、当初予算は43億8,500万円とし、予算編成に当たっては、必要かつ重要な 事業について計上いたしました。主な項目について申し述べます。

初めに、1つ目、快適で安全な生活環境の整備についてであります。日常生活を快適で安全に暮らすためには、道路や上下水道等のインフラ整備が重要であります。町道は住民生活に直接関わるものとして、交通の利便性、安全性の確保が重要であり、通学路としての安全確保のため、未改良区間などの計画的な整備を図ります。また、橋梁などの道路構造物につきましては、道路法などに基づき点検を行い、現状を把握し、長寿命化計画の策定を行い、計画的に橋梁や舗装路面の維持修繕工事を実施し、長寿命化を図ります。

簡易水道事業につきましては、ろ過施設等の整備により各給水区域とも安定した水質の確保ができ、安全安心な飲料水の供給が図られており、今後も適正な維持管理に努めてまいります。施設の老朽化につきましては、簡易水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕により長寿命化を図ってまいります。

下水道事業につきましては、今後も適正な維持管理に努めるとともに、下水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕により長寿命化を図ってまいります。また、下水道区域外の家庭につきましては、国・県の補助制度を活用し、合併浄化槽への更新を進め、生活排水の水質向上を図ってまいります。

次に、農林業の推進についてであります。本町の重要な基幹産業である農業の振興につきましては、TPP等の国際情勢に注視しながら、国の農林水産業・地域の活力創造プランに対応した 農林業振興の主要施策の実現を目指し、安全安心な農畜産物の生産拡大と農業所得の向上に取り 組んでいく必要があります。そのため、本町では意欲と能力のある認定農業者の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努め、あわせて有機農業を目指す新規就農者の確保も目指しております。

水田農業につきましては、拡大傾向にある雑草稲問題やジャンボタニシの食害など喫緊の対策を講じるとともに、需要に応じた米の生産や水田の高度利用による高収益化を進めるため、水田ベストミックスの実現に向けた取り組みを推進していきます。環境に配慮した農業の推進として、高鍋木城有機農業推進協議会を中心に町内外に広く安心安全な農作物の提供を図るべく活動を行っていきます。また、GAPへの取り組みを積極的に支援し、市場等実需者ニーズを満たせる産地の農業者育成を目指します。

畜産振興につきましては、引き続き家畜伝染病の感染リスクを意識した自衛防疫意識の向上を 図り、行政と畜産農家一体となった体制を維持します。また、規模拡大や所得向上と積極的な事 業を活用するとともに、安定した畜産経営を応援するため、積極的な支援を行っていきます。

農地の集積、集約につきましては、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の有効利用を図っていきます。そのため、農業委員、農地最適化推進委員が農地所有者と担い手への橋渡しを行える体制を強化し、農地基盤整備等を合わせた大規模化、機械化による集落営農組織等を目指します。

また、多面的機能支払事業や中山間直接支払事業を活用し、集落や地域単位での農地・農業用施設の適正な保全管理や長寿命化の推進に努めます。

このほか、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、耕作条件不利地等での営農支援に努めるとともに、農地の担い手として集落や地域単位での集落営農組織等の設立を支援し、推進していきます。また、果樹や推奨作物等の実証栽培等、所得向上につながる取り組みを行います。

林業振興につきましては、森林経営管理法の施行に伴い、法に基づいた経営管理権の設定や、 森林環境譲与税の活用など、必要な措置を講じ、森林経営の管理の適正化の一体的な促進を図る とともに、伐採時における誤伐、盗伐の防止を図り、再造林については植林、下刈りを推進し、 森林資源の循環を図ります。

5ページです。有害鳥獣対策については、現在、配置をしております鳥獣アドバイザーによる情報提供を行い、集団や集落で被害防止できるよう努めるとともに、集落や複数農家で実施する国の補助による防護柵設置を積極的に推進いたします。あわせまして、鳥獣を追い払うため、特別捕獲員を積極的に活用するとともに、自作農地の自主防衛を図るため、狩猟免許の更新や新規取得者に対する経費の助成を行い、狩猟者の確保に努めます。また、被害が拡大をしております鹿の駆除のため、町民の皆様の協力を仰ぎ、遊休地等に大型わなを設置し、駆除できるよう取り

組んでいきます。

次に、福祉対策、健康づくりについてであります。近年の福祉を取り巻く情勢は、これまでの少子高齢化の進展に加え、人口減少による地域の持続への懸念などの社会変化や地域実情に応じた実践において生まれてきた新たな価値観を踏まえ、中長期の視点から、社会保障、生活支援の全ての機能強化を図る必要があります。各地域においても「新たな支え合い」を求めて、地域が気づき、町民が気づき、町民と行政の協働による地域住民とのつながりを再構築し、支え合う体制づくりが求められています。

国においては、地域共生社会の実現に向けた取り組みが始まっており、制度や分野を超えて、また、支え手、受け手の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が一体的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながる地域づくりを育む仕組みへの転換を目指しています。

本町でも地域福祉、子供・子育て、介護・高齢者、障害者・障害児、健康づくりの基本計画及び実施計画に基づき、全ての人が支え合い、生きがいを持って生活できるよう、それぞれの計画が互いに連携し、地域福祉の環境づくりを初め、町民の暮らしの安心感と生きがいを生み出すサービスの向上を図っています。

子ども・子育て対策につきましては「第2期子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに策定をいたしました「子どもの貧困対策整備計画」に基づき、町の将来を担う子供や子供を持つ親たちが安心して生活できるまちづくりを目指し、各施策ごとの実施状況評価を行いながら、各年ごとに計画的な事業展開と施策等の充実を図ってまいります。

具体的には幼保連携型認定子ども園の開設に伴い、教育・保育を一体的に行う機能と子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育ての支援を行う機能が強化され、地域子育て支援センター等の機能強化とあわせまして、乳幼児の健診事業や健康相談事業、放課後児童健全育成事業とも連携し、子供や子育て家庭の状況に応じた幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子供・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

高齢者につきましては、高齢化率が36%を超え、75歳以上の後期高齢者の増加、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加、認知症高齢者が増加する中、地域全体で支え見守る、これまでの地域包括ケアシステムの構築から、その深化と地域共生社会の実現に向けて、新たな事業の枠組みとして町民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。相談支援の中核である地域包括支援センターの体制強化、機能充実を図りながら、相談協力員や民生委員等との連携により、高齢者等の心身の健康維持、介護予防、生活支援にかかわる地域生活の安定を図るとともに、町内医療、介護事業者等の連携により、専門的人材の活用にも努めていきます。

また、大学との相互資源及び機能を生かした調査等研究事業として、引き続き九州保健福祉大学及び鹿屋体育大学とも学術研究事業をそれぞれ継続実施してまいります。

介護保険事業につきましては、生活支援・介護予防サービスの基盤づくりとして地域ふれあい館「輝らら」を拠点といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業の積極的な事業拡大を図り、介護給付費の抑制につなげていきます。また、生活支援コーディネーターを中心に、地域における包括的な生活支援の拠点として世代間交流福祉館「かしのみ」の利活用も進めてまいります。

人材育成につきましては、高齢者等を地域で支えるサービス提供体制の構築と、多様な法人や 団体が主体となる地域福祉の担い手、ボランティアの育成を図りながら積極的な活用を目指しま す。また、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められてお り、社会福祉協議会を中心に、社会福祉法人やNPO法人、福祉団体等によるネットワーク化を 強化し、アクセスしやすい環境づくりにも取り組んでまいります。

あわせまして、認知症対策事業の強化、地域見守り体制の充実に努め、健康教室や介護予防教室と健康寿命延伸の取り組みに位置づけて、より事業内容の充実を図るとともに、公民館単位での地域づくりによる介護予防推進事業の継続的実施、そして今後増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、町民の皆様の食生活や運動習慣など、健康づくりへの意識向上に努めるとともに、生活習慣病などの早期発見と早期治療に向け、特定健診、特定保健指導や、がん検診の重要性の普及推進と健康マイレージ事業のポイント拡充に伴う利用促進、未受診者への訪問指導を一層強化していきます。また、脳疾患や心疾患などの発症リスクの高い予備軍と言われる方が治療の放置や中断をしないよう、個人ごとのデータ分析に基づいた保健指導を実施してまいります。あわせまして、医療機関と連携しながら、各種の予防接種など引き続き実施し、医療費の抑制につなげるとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施についても検討を進め、町民の皆様の健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりについてであります。教育は人間形成の 基本をなすものと考え、社会全体で取り組むことが必要であります。しかし、近年、教育を取り 巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、その変化に対応した取り組みが求められております。 そこで、地域の実態に即して、きめ細やかな教育を推進し、社会の変化に対応できる教育の実現 を目指すために、専門性の高い県教育委員会の指導主事を継続して配置いたします。

学校教育につきましては、子供たちの学力、体力の低下や社会性の欠如が懸念される今日にあって、次代を担う木城の子供たちが心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体

を育むための教育環境の充実を図ります。

令和2年度も小中学校に学力向上サポーター等を配置し、学力の向上を図るとともに、ICT 教育と情報モラル教育の充実を図ってまいります。

小中学校の義務教育9年間を系統的に踏まえました学習指導と生徒指導の充実を図り、義務教育学校の開校を推進していきます。

また、グローバル化に向けた社会の動きやキャリア教育の重要性を鑑み、さらなる充実を図るため、多種多様な体験活動の推進に努めるとともに、ふるさと教育の充実を図り、ふるさと木城に誇りを持ち、貢献する人材の育成に努めます。

さらに、教育費の保護者負担の軽減に努め、子ども・子育て支援の充実をさらに図ってまいります。

近年、児童生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう、家庭、学校、地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の 健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実につきましては、長寿社会の中で、その重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに答えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいづくりと町民の親睦と交流を図ります。今後も町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めるため、地域担当職員制度を継続して取り組んでまいります。

次に、環境対策についてであります。生活様式の多様化に伴い、地球温暖化、大気汚染、廃棄物処理など、さまざまな環境問題が年々深刻化しています。町民に最も身近で重要な問題であります一般廃棄物処理については、可燃ごみ排出量が年々増加傾向にあるため、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿って可燃ごみの減量化、資源化、食品ロスの削減を推進するための広報・啓発等を積極的に取り組んでまいります。

また、近年注目されております空き家等対策につきましては、実態調査や計画策定等の整備を慎重かつ計画的に進め、町民と行政が一体となった美しいまちづくりに努めていきます。

さらに、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、いつ起こるかわからない災害により発生 する災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って、迅速かつ適切な 対応ができる体制を整備していきます。

次に、観光振興と交流人口拡大事業についてであります。少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活気あるまちづくりを展開するため、交流人口の拡大に努めます。町内には豊かな自然景観を生かした川原自然公園や木城えほんの郷が独自の体験型事業を展開しており、その魅力を積極的に情報発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう、集客を

高めていきます。

団体合宿施設「いしかわうち」につきましては、中八重緑地公園、ピノッQパーク、石河内テニスコートなどの周辺施設と連携して、テニス、サッカー、ラグビー等のスポーツ合宿の誘致に取り組んでおります。ピノッQパークの施設の管理を「いしかわうち」で行うことになりましたので、中八重緑地公園と一体化した施設管理運営を行ってまいります。

また、九州電力が計画をされていますダムを観光資源として生かす取り組み、ダムツアーなど と連携して集客を図ってまいりたいと思います。

さらに、ソフト面では大学と連携をし、共同開発したアスリート食等の提供により、施設の付加価値を高めることで、宿泊型の交流人口の増加を図り、より地域経済に効果があらわれ、雇用の増加につながるよう努めます。

木城温泉館「湯らら」につきましては、衛生面に万全を期し、安心安全な施設として利用者の皆様に満足していただける憩いの空間を提供するのはもちろんのこと、新たな食事メニューの開発や、隣接する「菜っ葉屋」や、他の観光施設と連携したイベントを開催することにより入湯客の増加を図るように努めます。なお「湯らら」につきましても「いしかわうち」につきましても南九州大学との連携事業の一環で取り組んでおります。

また、新たな観光事業につきましては、令和元年度に市町村連携事業の一環として、比木神社をスタートし、高鍋大年神社をゴールとする九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の認定を受けました。これからの観光事業は地域活性化のための最重要ツールであり、さらなる観光資源を発掘、PRするのはもちろんのこと、西都児湯観光ネットワークや百済王伝説を生かした4市町での取り組みを通して、自治体間連携での広域的な交流人口の拡大を目指していくとともに、その他の観光施設や町内の商工業と連携し、町内にお金が落ちる仕組みを整えていく必要があります。

また、現在、指定管理をお願いしています各種施設につきましては、経年劣化等による老朽化が進んでおります。リノベーションを含めた大規模な改修について、議論、検討を今後行ってまいります。

次に、商工業の振興と景気対策についてであります。景気の回復が期待される中、国の景気は緩やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることはできず、町内の商工業においても依然として厳しいものとなっております。商工会との連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券発行助成事業を継続していきます。

また、平成29年度より取り組んできました小規模企業者への経営支援事業、利子補給制度を 継続することとし、町内商工業の経営安定と雇用創出を図ってまいります。

また、特産品につきましては、本町の基幹産業であります農林業の資源を生かし、商工業者及び大学等と連携しながら、地域資源を生かした特産品開発をすることで、新たな産業を構築し、

都市部への流通も視野に入れた取り組みに努めます。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携のもと、 企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し、広域での企業誘 致にも取り組んでまいります。

また、既存の企業の経営安定のため、国・県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにいたします。

次に、地方創生・人口減少対策についてであります。地方創生の根幹は人口減少対策と地域活性化であるのはもちろんでありますが、それには産業の創出を初め、伝統文化、観光資源、人の資源を見つめ直し、磨きをかけていくことが重要であります。第1期木城町総合戦略の検証等を踏まえ、令和2年度から新たな第2期木城町総合戦略を推進、実行していきます。その中で、国の実施する地方創生事業や県が独自に実施する移住促進事業に積極的に取り組み、首都圏のみならず、全国からの移住者を呼び込む事業を展開いたします。そのため、首都圏等での本町のPRを積極的に行い、移住者、交流人口、関係人口の増加を図ります。地域おこし協力隊員にはあらゆる分野で活動していただき、移住対策と地域振興、さらには伝統文化、観光資源の発掘、PRについて連携を図ります。

また、産業の創出では、町内の小規模事業者の育成を図り、平成28年度から実施しております大学との連携事業を継続し、特産品開発や観光関連施策を推進してまいります。

これまで先進的に推進をしてきました定住施策や子育て支援策をさらに充実させ、引き続き推進するとともに、木城町を広くPRすることで本町への移住促進を図ってまいります。

また、高齢者等の交通弱者対策として、民間のバスやタクシーと連携を図りながら、昨年の 10月から乗り合いタクシー事業を試験的に実施しております。登録者、利用者とも顕著に増加 しており、本施行に向けて持続可能な公共交通体系の構築と福祉分野と連携した運転免許証返納 後も安心して住み続けられるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、防災・減災対策及び交通安全対策等についてであります。防災・減災対策につきましては、木城町地域防災計画をもとに、防災体制の充実強化を図るとともに、町民の生命を守ることを最優先とした安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、自助・共助・近所による防災意識の高揚を図り、地域の防災力を一層高めていくことで、真に災害に強いまちづくりを目指していきます。自主防災組織につきましては、現在、2つの地区が設立されていますが、今後、各地区に設立されるよう努めてまいります。また、災害弱者対策として、社会福祉施設等の連携を密にし、日ごろからの災害に対する備えを強化いたします。

交通安全対策につきましては、高齢者を対象とした交通安全啓発等に積極的に取り組むほか、 重大事故につながる飲酒運転やシートベルト未着用については、その絶滅に向けて引き続き町民 の交通安全意識の高揚に努めてまいります。

防犯対策につきましては、高齢者を狙った、うそ電話詐欺等特殊詐欺や児童生徒に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関と連携して防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを継続していきます。

施設等の整備について。町営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境の向上に配慮しつつ、住宅の改修、整備等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ります。

次に、県道整備についてであります。県道につきましては、町内には県道5路線が走っており、 緊急輸送道路である東郷西都線の松尾工区1.8キロメートル、松尾ダム工区0.3キロメートル の早期完成を関係市町と連携して要望してまいります。

また、高城橋の架け替えにつきましては、県に対して引き続き要望活動を積極的に行ってまいります。

現在、改良工事が進められております都農綾線高城工区については、早期完成に向けて県と協力して事業を進めてまいります。その他の路線につきましても、歩道の設置や舗装補修等の要望を引き続き行ってまいります。

以上、述べました施政方針をもとに編成いたしました新年度予算は、一般会計43億8,500万円、特別会計19億2,100万円、総額63億600万円であります。これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上と、さらなる木城町の発展に向け、町民の皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、誠心誠意、努力してまいる所存であります。町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、令和2年度の施政方針といたします。

○議長(神田 直人) これで町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

O議長(神田 直人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 諮問第1号

○議長(神田 直人) 次に、議案上程を行います。

提出されました、日程第5、議案第1号から日程第27、諮問第1号に至る議案については、 朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 提案理由を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第1号から議案第22号に至る22議案及び諮問第1号に つきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号。議案第1号は、木城町こども未来基金条例の制定についてであります。 本町の未来を担う子供たちの健やかな成長と安心して子育てができる環境づくり等のために資 する事業を行うために、木城町こども未来基金を設置するものであります。

予定をしています主な事業は3つありまして、1つ目は子育て支援事業、2つ目に教育支援事業、3つ目に特色ある教育・福祉事業等であります。

次に、議案第2号。議案第2号は、令和元年度木城町一般会計補正予算(第8号)であります。 補正予算(第8号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,344万4,000円を追加し、予 算の総額をそれぞれ47億3,644万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、寄附金増額6,000万円、地方交付税増額2,000万7,000円、町税増額1,167万2,000円、財産収入増額1,162万2,000円、諸収入増額1,064万円、町債減額6,800万円、県支出金減額1,443万4,000円、国庫支出金減額1,201万2,000円、繰入金減額400万円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額1億1,665万9,000円、消防費増額4,116万2,000円、予備費減額5,235万円、農林水産業費減額2,644万6,000円、民生費減額1,916万2,000円、土木費減額1,714万9,000円、災害復旧費減額1,421万2,000円等であります。

次に、議案第3号。議案第3号は、令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算(第5号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ823万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億2,992万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、県支出金増額491万1,000円、繰越金増額380万8,000円、国民健康保険税増額99万8,000円、繰入金減額217万6,000円等であります。

歳出は、予備費増額525万7,000円、保険者給付費増額500万円、総務費減額130万円、保健事業費減額72万円であります。

次に、議案第4号。議案第4号は、令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算(第5号)は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,529万2,000円を減額し、 予算の総額をそれぞれ1億3,512万7,000円にするものであります。

歳入は、町債減額2,900万円、繰入金減額658万7,000円、分担金及び負担金増額28万円、使用料及び手数料増額1万5,000円であります。

歳出は、簡易水道費減額3,500万円、予備費減額29万2,000円であります。

次に、議案第5号。議案第5号は、令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号) であります。

補正予算(第3号)は、予算の総額から歳入歳出それぞれ638万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億3,339万円にするものであります。

歳入は、繰入金減額600万円、使用料及び手数料減額78万4,000円、分担金及び負担 金増額40万円であります。

歳出は、公共下水道費減額500万円、予備費減額138万4,000円であります。

次に、議案第6号。議案第6号は、令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)で

あります。

補正予算(第4号)は、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,732万 8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億2,407万円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、支払基金交付金減額1,955万6,000円、繰入金減額596万5,000円、国庫支出金増額758万円、県支出金増額61万3,000円であります。

歳出は、保険給付費減額1,555万円、総務費減額177万8,000円であります。

次に、議案第7号。議案第7号は、令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,755万6,000円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料増額380万円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金増額380万円であります。

次に、議案第8号。議案第8号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入されることに伴い、同制度に関する必要な事項を定めるため、関係条例の改正を行うものであります。なお、関係する条例は、12件となっております。

次に、議案第9号。議案第9号は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定についてであります。

民法の改正により、町営住宅の連帯保証人が保証する限度額を定めることが義務づけられましたので、連帯保証人が保証する保証額を入居時の家賃の12カ月分に相当する額を限度額とするものであります。

改正いたします関係条例は、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例外3件であります。

次に、議案第10号。議案第10号は、木城町空家等対策の推進に関する条例の制定について であります。

平成27年5月26日に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町における空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるため、町民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全及び空家等の活用の促進を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

防災会議において、組織する委員の意見を幅広く聴取するため、「民間団体」を追加し、あわ

せて、水防法から引用する条文を整理するために、本条例を改正するものであります。

次に、議案第12号。議案第12号は、木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防団員の確保を図るため、任用や欠格事項等の要件を緩和するために、本条例を改正するものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、令和2年度木城町一般会計予算であります。

令和2年度予算は、歳入歳出それぞれ43億8,500万円を年間予算して編成し、前年度予算38億8,200万円に比較し、13%の増となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が32億1,516万1,000円で、予算総額の73.3%を占め、依存財源は11億6,983万9,000円で26.7%となっております。

自主財源は、町税、寄附金、繰入金、使用料及び手数料、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、国県支出金、地方交付税、町債、地方消費税交付金、地方譲与税等が主なものであります。

歳出の性質別割合では、義務的経費37.3%、一般行政経費54.6%、投資的経費8.1% となっております。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料「令和2年度一般会計予算概要」の とおりであります。

次に、議案第14号。議案第14号は、令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和2年度予算は、歳入歳出それぞれ7億円を年間予算として編成し、前年度予算7億2,000万円に比較し、2.8%の減となりました。

歳入の主なものは、県支出金4億8,429万4,000円、国民健康保険税1億2,732万7,000円、繰入金7,554万6,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費 4 億 7, 0 7 2 万 6, 0 0 0 円、国民健康保険事業費納付金 1 億 7, 7 3 8 万 1, 0 0 0 円、総務費 2, 6 1 5 万 4, 0 0 0 円等であります。

次に、議案第15号。議案第15号は、令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算であります。

令和2年度予算は、歳入歳出それぞれ2億1,500万円を年間予算として編成し、前年度予算1億5,900万円に比較し、35.2%の増となりました。

歳入の主なものは、町債1億円、使用料及び手数料8,098万6,000円、繰入金3,212万7,000円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費1億9,102万4,000円、公債費2,294万8,000円

等であります。

次に、議案第16号。議案第16号は、令和2年度木城町下水道事業特別会計予算であります。 令和2年度予算は、歳入歳出それぞれ1億9,000万円を年間予算として編成をし、前年度 予算1億9,300万円に比較し、1.5%の減となりました。

歳入の主なものは、繰入金1億4,582万4,000円、使用料及び手数料3,772万円等であります。

歳出の主なものは、公債費1億1,389万5,000円、公共下水道費7,406万8,000円等であります。

次に、議案第17号。議案第17号は、令和2年度木城町介護保険特別会計予算であります。 令和2年度予算は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ前年度と同額の7億 2,500万円で編成をいたしました。

サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ1,300万円として編成し、前年度予算1,200万円に比較し、8.3%の増となりました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、支払基金交付金1億9,506万1,000円、国庫支出金1億8,260万9,000円、繰入金1億5,133万2,000円、保険料1億309万9,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費6億2,366万6,000円、地域支援事業費5,805万7,000円、総務費4,016万1,000円等であります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、繰入金777万6,000円、サービス収入520万9,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費849万7,000円、総務管理費306万円等であります。

次に、議案第18号。議案第18号は、令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和2年度予算は、歳入歳出それぞれ7,800万円を年間予算として編成し、前年度予算7,300万円に比較し、6.8%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4,334万4,000円、繰入金3,399万4,000円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6,918万9,000円、総務費815万1,000円等であります。

議案第19号。議案第19号は、木城町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。 過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、 木城町過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。なお、変更する内容は、のゆり保育園整備事業の追加であります。

次に、議案第20号。議案第20号は、土地改良事業計画の変更についてであります。

一ツ瀬川地区土地改良事業は、国営一ツ瀬川農業水利事業として、昭和47年度から昭和60年度にかけて、かんがい用水施設を整備し、計画受益は、西都市・高鍋町・新富町・木城町の1市3町にまたがる区域の3,547ヘクタールでありました。しかし、一部で整備を実施していない区域があります。

建設後30年以上が経過し、近年、老朽化に伴う突発事故の発生が増加傾向にあり、一ツ瀬川 土地改良区、国・県及び1市3町で協議を重ね、更新事業を行うことになりました。

今回、受益面積の精査を行い、今後、かんがい用水の利用が見込めない区域を除いた2,067へクタールで更新事業を行うため、「団体営基幹水利施設管理事業一ツ瀬川地区」の計画の変更を行うもので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。次に、議案第21号。議案第21号は、権利の放棄についてであります。

国営一ツ瀬川営農水利事業につきましては、事業期間が昭和47年度から昭和60年度に、事業費165億3,800万円をかけて整備をし、受益地は、西都市・高鍋町・新富町・木城町の1市3町にまたがっています。

この事業は、昭和60年度に完了し、昭和61年度から平成14年度の予定で負担金の償還が開始されましたが、国営事業は、基幹水利施設で、県営総合整備パイロット事業では各受益地に配水施設を整備するということでありましたが、農業情勢の変化に伴う負担困難とも重なり、未施工地区が発生をいたしました。

これに伴い、未施工地区の負担金につきまして、関係市町の西都市・高鍋町・新富町・木城町の1市3町で協議を行い、3億5,685万5,000円貸し付けすることになり、木城町の分は3,842万80円となりました。返済につきましては、新たな受益が発生した場合に返済することとし、その後、施工され、受益が発生した分の償還が行われ、1市3町の現在の額は3億1,887万2,000円、木城町の分は3,367万3,890円となっております。

この未施工地区につきましては、現在の農業情勢等を考慮しますと、現段階では、喫緊での未施工地区の合意形成は困難であり、更新事業での効果発現は困難な状況となっております。

そこで、施設の更新事業の受益面積を当初の計画より、現在の未施工地区を除外して実施することが現実的であること、また、新たな受益面積の発生は不透明であることを考慮して、今後、 未施工地区の債権回収が困難であると判断をし、現在の貸付金の債権を放棄することにいたしま した。

よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでありまして、こ

の議案等につきましては、議案第20号、21号とも1市3町で同時に今議会に提案をさせていただいております。

次に、議案第22号であります。議案第22号は、木城町監査委員条例の一部を改正する条例 の制定についてであります。

平成29年改正の地方自治法から、引用する条文を整理するために、本条例を改正するものであります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された 場合は、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に 努めることを使命といたしております。

現在、委員として活躍をされています金永俊一氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となりますが、再度、委員として金永俊一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決及 び適任をしていただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(神田 直人) 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第28.予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(神田 直人) 日程第28、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号令和2年度木城町一般会計予算から議案第18号令和2年度 木城町後期高齢者医療特別会計予算は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、 これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第18号は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、中武良雄君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、神田直人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を 互選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長(神田 直人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。 予算審査特別委員会委員長に中武良雄君、副委員長に黒木泰三君が互選されました。

日程第29. 委員会付託の省略

○議長(神田 直人) 日程第29、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第7号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第30. 議案に対する質疑

○議長(神田 直人) 日程第30、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第1号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。 まず、議案第1号から議案第7号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略 することに決定いたしましたので、議案第1号から議案第7号に至る議案については、日程を繰 り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。また、諮問第1号の 議案については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第8号から議案第22号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第1号木城町こども未来基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

- ○議員(6番 中武 良雄君) 木城町こども未来基金条例というのは、これは、なぜ今ごろこういったのが出てきたか不思議であるのですが、今回、学校のほうにもいろいろとお金が要るような状況になっております。この基本条例を設置しようとした根拠は何かだけ、お聞きしたいと思います。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- **〇町長(半渡 英俊君)** いわゆる一般的に子育て支援等につきましては、一般会計のほうで今までも取り組んできたところであります。

現在、ご承知のように、ふるさと納税制度が、納税が堅調に右肩上がりで推移をしている関係で、しっかりと子育で支援事業については、財源を確保して行っていきたいという観点から、今回、新たに木城町こども未来基金条例を制定して、基金を積み上げて財源の確保を図りたいということであります。

でありますので、原資はふるさと納税の基金、そして、とりあえず、基金として積み立てる額は、毎年度、一般会計で、ある程度、歳入歳出が決まった3月の段階で提案をしていくということでありまして、今回、補正予算で、お手元の資料の35ページのほうに1億円という形で積ませていただいております。よろしくお願いします。

- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。
- ○議員(9番 甲斐 政治君) 目的というのは、今お伺いいたしましたが、本町には14の基金が創設をされております。総務省の文献等を読みますと、やはり地方公共団体の積み増しが懸念をされるということも聞いております。

現状において、コロナウイルスが発生をしておりまして、商工業を初め、農林水産業もかなりな打撃を受けつつあります。先にその手だてをするべきではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(神田 直人) 町長。
- **〇町長(半渡 英俊君)** 2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、甲斐議員がおっしゃったように、基金積み立てについては、総務省のほうから、それから 財務省も初めとしてですが、今までみたいに余ったお金を財政調整基金に積むということについ ては、いかがなものかとメスを入れて、だめですよというのがやんわりと来ている状況の中で、 私が町長になってからは、そういったことに備えるためにも、ある程度余裕があれば目的基金を 積み立てていくという方針を決めております。

そういったことで、災害対策でありますとか、そういった部分で、財政調整基金は一定率、積 み立てていきますけれども、それ以外は全部全て目的基金として積み立てていこうという方針で あります。

2点目でありますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の中で、先ほど私も申し上げましたが、特に経済活動等で甚大な被害、これから出てくるだろうと思っています。

あわせて、政務報告の中で申し上げましたが、当面、考える部分について、補正予算で対応をすると。それから、あと町内の商工業者を初め、町民生活も甚大な被害が出てくるだろうと思っておりますので、その部分については、専決で対応させていただきたいということ、それから、もう一つは、やはり将来にしっかりと備えておくためにも、やっぱり何らかの形で基金はつくるべきだろうと思っていますので、これは検討させていただきたいと思います。

あわせまして、うちのほうのこの感染症対策に対する手だてについては、国もそうでありますが、県も市町村も対策の根拠はありません。ただ、私は従来から言っているように、平成26年度に策定をいたしました新型インフルエンザ対策行動計画に準じてしていますので、市町村も、木城町も、全ての感染症に対応し得る行動計画書を策定をしながら、なおかつ今、甲斐議員がおっしゃったように、ある程度、感染症対策基金という部分でやっていきたいと、積み立てていくことを検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) この基金の1億円については、補正予算で組んであるということですけども、総額の目標というか、そういったものがあるのですか。総額、どのくらいまで基金を積み上げるとか。

それともう1点、事業を3点ほど考えているということでありましたが、例えば、例でいいですから、子育てなり教育のほうの中で、どういうことを想定されているのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(神田 直人) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(中井 諒二君) まず、基金の目標ということでございますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今回の一般会計補正予算におきまして、1億円ということで積み立てを予定しております。これにつきましては、総額はございませんが、この原資につきましては、ふるさと納税をもとに基金造成を今後してまいりますので、それとあわせまして、ふるさと納税の今後の動向、それから、今後の子供たちの支援のための事業が多くなれば増やしていきたいと思いますので、今、幾らということはございません。当面1億円ということで、令和2年度は考えております。

以上でございます。

それから、具体的な支援事業のご質問でございますが、子育て支援事業、それから児童生徒等

の就学支援、例えば、給食費、そういったものですね。それから、また児童生徒等の国内外の交流事業、例えば、国内の研修、国外の研修といったことも想定をしております。それから、あとは青少年の健全育成に資する事業、そういったものを考えておりますので、具体的には、今後、詰めていきたいと考えております。

- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) こういった議案がなぜ付託審査でしなかったのか、そのわけが あればお願いします。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- **〇町長(半渡 英俊君)** それについては、私たちに権限は何もありませんで、それは議会のほうで決められたことだと思っております。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) 10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) こういった議案は、もうちょっと慎重に審議するためには、委員会付託するべき案件だと私は思うのですが。
- ○議長(神田 直人) 暫時休憩といたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時17分再開

- ○議長(神田 直人) 暫時休憩を解きまして、質疑を行います。10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) 先ほどの件ですが、なぜこれまでに急いだのか、その理由について説明をお願いします。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 今、ご提案をさせていただいていますこの木城町こども未来基金でありますが、先ほどから言っていることも踏まえまして、今年度、一般会計予算決算状況を見ますと、多額の金が残るという形であります。それをどうするかといったときに、やっぱりこれから木城の将来を担う子供たちのために使いたい。そのためには財政調整基金ではなくて、こども未来基金という形でしっかりと組ませていただいて、その原資を充てたい。それから、令和2年度から、児童生徒及び子育てに係る部分、先ほど言いましたように、独自の、町単独の事業等も準備をしておりますので、そういった分に充てたいということであります。

具体的には、担当課のほうから、それぞれ議案審議の中でなされると思いますが、例えば、学校給食の無償化でありますとか、あるいは国内・海外派遣事業関係、それから幼稚園の副食費の 無償料化等も取り組んでいきたいと思いますので、そういった分野に使わせていただきたいとい うことでありまして、ご理解いただきたいと思います。 以上です。

○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号令和元年度木城町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。 これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。10番、原博君。
- 〇議員(10番 原 博君) 歳入の21ページです。認定こども園施設整備交付金の減額は 1,146万4,000円と、防災・安全社会資本整備事業補助金の700万円の減額ですが、減 額となった理由がわかればお願いいたします。
- 〇議長(神田 直人) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小野 浩司君) 認定こども園施設整備交付金ですが、本年度整備中の、のゆり保育園の移設、新築建設に伴う交付金分でありますが、建設費等の補助金申請額に従いまして、建築費用の交付金分を算定した額として、必要交付金額が当初予算上はこの整備交付金の満額で当初予算を計上していた関係で、対象経費として減額をされたということで、交付金自体を減額しているという形になります。
- 〇議長(神田 直人) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(吉岡 信明君) 防災安全社会資本整備費国庫補助金ですけども、700万円減額をしております。これにつきましては、防災・安全社会資本整備補助金として、道路ストックの総点検、それから調査、計画、それから百合野櫛野線外4路線の舗装打ち替え工事等を国のほうに補助金を要望しておりましたけれども、国のほうが交付要件の見直し等がありまして、本年度は採択されなかったということで、700万円減額しております。

以上でございます。

〇議長(神田 直人) 10番、原博君。

- ○議員(10番 原 博君) 27ページの雑入のその他雑入1,259万8,000円についてお願いいたします。
- 〇議長(神田 直人) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(中井 諒二君) その他の雑入の1,259万8,000円の内訳でございますが、まず、公有建物災害の共済金、これが440万8,000円でございます。それから災害対策費用62万円でございます。それから、全てですが、西都児湯環境整備事務組合の精算金でございます。757万円でございます。合わせまして1,259万8,000円でございます。
- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) 14ページ、15ページの町税、町民税、固定資産税、軽自動車税の過年度滞納分の件数と金額がわかれば教えていただきたいのと、25ページの財産収入、土地売払収入の内容、その他不動産売払収入の内容、その2点、お願いします。
- 〇議長(神田 直人) 税務課長。
- ○税務課長(黒木 宏樹君) まず、町民税の滞納繰越分の調定については、個人住民税は調定が82万1,000円、それから法人の滞納につきましては、調定が32万5,000円、それから固定資産税の滞納分の調定については266万円、それから軽自動車税の滞納繰越分については、調定が3万円です。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(小野 浩司君) 25ページの、まず土地売払収入の299万1,000円ですが、こちらは、のゆり保育園の新築移転に伴いまして、現在の中原児童公園の一部を石井記念友愛社のほうに売却をした分の収入ということになります。
 以上です。
- 〇議長(神田 直人) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(渕上 達也君) 25ページのその他不動産売払収入ですが、今、比木の町有林を、あそこが保安林ということで、県の事業で台風24号、25号で倒木した部分について整備をしております。その保安林の整備に伴い、保安林の指定の周りに町有林の木が立っているという部分と倒木がある。その部分を一緒に整備しないと保安林の中に入っていけないということで、町有林の部分を売却したということでの収入でございます。
- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する質疑を終わります。
これより議案第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

- ○議員(3番 森 伸夫君) 11ページ、歳入の保険税の過年度の滞納残高、それから 13ページの職員給与等繰入金645万9,000円の減額の内容。それから、19ページの保 険給付費、高額療養費給付費500万円の増額の内容を教えていただきたいと思います。
- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- **○町民課長(藤井 学君)** まず、13ページの職員給与等繰入金645万9,000円の減額ですが、当初計上しておりました金額から県の2号繰入金という補助金があるのですが、そちらでの対応になったものがありますのでその分。あと、人件費の減額分等がこの645万9,000円の減額になります。

あと、19ページの一般被保険者高額療養給付費ですが、500万円の増額ということで、今年度、高額療養費についてかなり増額になっております。1人当たり心臓の手術などになると800万円を超える医療費がかかりますので、そちらを考慮しまして500万円の増額をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) 税務課長。
- ○税務課長(黒木 宏樹君) 国民健康保険税の滞納繰越分については、調定については421万 4,000円になります。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) 3番、森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) 先ほどの19ページの高額療養給付費については、もう発生した 分ではなくて、見込みを含めて補正を上げているということですか。
- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- **〇町民課長(藤井 学君)** そうですね、一応現在かかっているわけではございません。もし、

これから1か月の間に大きな病気等があった場合、多額の療養費がかかるということと、2か月遅れで請求等がきますので、その分についての備えということになります。

○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに替成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といた します。

これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(神田 直人) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号から議案第22号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 についてを議題といたします。

議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号木城町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。 議案第10号に対する総括質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員(2番 桑原 勝広君) 今回提出されました木城町空家等対策の推進に関する条例の質疑をさせていただきます。

この条例は、空家対策推進に関する特別措置法に基づいて事項を定められていると思いますが、 条例の第10条ですが、外観調査に立ち入る場合ですが、所有者に対して通知という項目云々が 法にはあるのですけれども、条例にないのですが、これが1点です。

それと、法では第9条に5日までに通知することになっているということです。それと、同条の中で「特定空家等を除く」という括弧書きあるのですけれども、ということは、特定空家に指定するときは改めてまた外観調査を行うのですか。2点です、とりあえずは。

- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- **〇町民課長(藤井 学君)** ご質問のあった条例の第10条、所有者への通知でございますが、 条例と同時に規則を制定しようとしております。規則にこの通知の規定をうたっております。

それと、第10条の括弧内書きで「特定空家等と認められる空家等を除く」ということでございますが、実態調査につきまして全戸調査をしますので、ここの認められる空家等を除くということで、再度改めて外観調査をすることはないということで認識しております。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) 2番、桑原勝広君。
- ○議員(2番 桑原 勝広君) ということは、外観調査は1回で済ませるということですね。
- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- 〇町民課長(藤井 学君) はい。
- 〇議長(神田 直人) 2番、桑原勝広君。
- ○議員(2番 桑原 勝広君) 次、条例の第12条ですが、緊急安全措置というのが特定空家の 指定ということで解釈してよろしいでしょうか。
- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- **〇町民課長(藤井 学君)** 緊急安全措置第12条ですが、この緊急安全措置に係るものについては、当然、特定空家という形の認定のもとに取り扱いをさせていただきたいと思っております。
- **〇議長(神田 直人)** 2番、桑原勝広君。
- ○議員(2番 桑原 勝広君) 法第14条では、特定空家の指定を所有者に通知して助言、指導、 勧告、命令をできると解釈するのですが、条例第12条第4項でいきなり行政代執行ということ になっています。これもまた規則の中でそういう詳細があると解釈してよろしいでしょうか。
- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- **〇町民課長(藤井 学君)** 規則の中で助言、指導から代執行までの取り決めをうたっております。

以上です。

- **〇議長(神田 直人)** 2番に申し上げます。 1 人の質問は 3 回までとなっておりますので。 ほかに質疑はありませんか。 1 0 番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) この条例の中で「併せて空家等の活用を促進することを目的」と書いてあります。また、施政方針の2ページに空家等の実態把握などを推進するとありますが、空家対策について町長はどのように考えているのか、町長の考えを伺います。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 空家等については、様々な観点からいろんな問題等が生じています。不在の方、それから自分の家がどうしようもなくなったとか、いろんな様々な原因がありますが、いずれにしましても国が定めています空家特措法については、大きくは2つ。いつも言っていることでありますが、空家の利活用と空家の除去といいましょうか、そういったものを定めているのが空家特措法であります。それに準じてそれぞれの市町村で、その大元にして空家対策、今回うちも出しておりますけれども、この空家等対策の推進に関する条例を定めるところであります。これにつきましては、この空家等対策推進は法のもとでやっていくというのが1つと、細かな

ことについては先ほど出ています規則等でうたっていきます。それから、空家対策を進める上では、しっかりとした実態把握をしなくてはいけないので、今回、令和2年度の予算で実態調査の 把握をするところであります。

いずれにしましても、空家が増えてきている、またその部分についてはいろんな面で影響をしていますので利活用と、あるいは除去という言葉は適切かどうかわかりませんが、そのあたりの適切な管理をうながしていくという形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。 以上です。

- 〇議長(神田 直人) 10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) これまでにも空家対策についていろいろやってきたと思うのですが、実態把握というか、現時点では実態把握はどこまで進んでいるのか説明をお願いします。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 実態把握というのは、正式だって今までしたことはありません。ただ、聞きとりでありますとか、そういうことをやってきたところでありまして、今年度、新たにこの空家等の推進に関する条例と併せまして令和2年度、本格的な空家対策の実態調査を行うということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。1番、久保富士子君。
- ○議員(1番 久保富士子君) 法第15条に空家等対策計画が円滑に実施するために、財政上、税制上の処置を講ずるものとするとありますが、今、なかなか家を壊さないという理由が、空家の中にいろんなものが置いてあったり、家を壊したら固定資産税が上がるというようなことが、上がるのではないけれど、元に戻るのですが、町民の方は上がるという感じでとっていらっしゃるのですけれども。そういうことがあるから、町として何かこれに対応するようなことを、これから先、していくというようなことがあるのでしょうか。
- 〇議長(神田 直人) 町民課長。
- **〇町民課長(藤井 学君)** 確かに固定資産税の軽減が解除されるということがありますが、法的に。ただ、これは勧告をされた物件でないと適応にならないということで、勧告までされないとそこの適応ができないということになりますので、それに対する町の対応というのは、税務課にも関係してくるので、今後詰めさせていただきたいと思っております。今の現段階では特に施策は考えておりません。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) まちづくり推進課長。
- **〇まちづくり推進課長(西田 誠司君)** 空家対策の今後の活用ということですが、先ほどからお

話しているとおり、現在、詳細な空家の実態調査が行われておりません。今回、実態調査をすることにより特定空家と呼ばれるような差し迫った危険がある空家、それからある程度修繕なり、改良なりすれば使える空家等というのが出てくると思います。そういった使えるものについては、先ほど言われたように問題の中で、まちづくり推進課としましても、空家バンク制度等を行っているのですが、実際、中身の片付けの問題であったり、あるいは老朽化等の問題等でなかなか登録が進んでいないなどの状況というのも出てきております。ただ、それらについては私たち個別にしか、お話していないので、今回調査をすることによりそういった住宅の洗い出しを行い、定住に向けての出来得る支援というのを今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第11号木城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号木城町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号令和2年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。10番、原博君。

- ○議員(10番 原 博君) 47ページです。予算概要の4ページに134.9%の増となっています。ふるさと納税寄附金ですが、このように増えたことについての町長の考え方をお伺いします。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- **〇町長(半渡 英俊君)** 大変すいません、もっと具体的に指示していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。
- **〇議員(10番 原 博君)** ふるさと納税寄附金が134.9%増になっていますが、こういうふうになったことについての町長の考え方があれば教えてください。

- 〇議長(神田 直人) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) お尋ねの企業版ふるさと納税寄附金を初めとする一般寄附金でありますけれども、個人と企業があるわけでありますが、皆さん方のご指導やらご助言もいただきながら、そして昨年は特に首都圏でのPR等もした関係でリピート客と言いましょうか、そういう方も増えております。今現在、企業版ふるさと納税、それから個人のふるさと納税、合わせましてこの一般寄附金については顕著な右肩上がりの伸びをしておりますので、先ほど原議員がおっしゃっていたパーセンテージで上がってきています。大変うれしい限りでありまして、これが自主財源の、大きな一つになっていますので、これについてはしっかりと力を入れて、町も潤います、それから生産者も潤います。それから中に入っている方も潤います。本当に近江商人でありますが、三方よし、四方よしの考えでありますので、そういった形では大変うれしく思っています。これからもこれの2倍、3倍でありませんが、そういうような気持ちで取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。
- 〇議長(神田 直人) 10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) 予算書の129ページ。えほんの郷事業費の2,710万3,000円ですが、令和元年度の施政方針の9ページに、豊かな自然環境を生かしたえほんの郷が独自の体験事業を展開したり、その魅力を積極的に情報発信しながら来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていきますと。

また、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の22ページに、ふるさと納税等の活用により木城えほんの郷等の観光施設のリニューアルと整備の見直しを図ると計画がありますが、これまでにも何人かの議員が存続とか運営について質問なり質疑をしてきましたが、一向に進行してないところがあるんです、後継者問題です。これだけお金を何十億って突っ込んでいる施設に関して、現時点の施設の職員の年齢等と、後継者等がどうなっているかわかれば教えてください。

- 〇議長(神田 直人) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(西田 誠司君)** えほんの郷等の運営費等についてのご質問ですけども、 全体的に指定管理におきましては来年、令和2年度中までの委託となっております。

そういった意味で、今後施設に関しまして、20年以上ちょっと経過しておりまして、各部分の全体的な老朽化等というのが目立ってきております。

また、えほんの郷においては絵本文化の発信だけでなく、自然を生かした体験型の学習ということで広く、県内にとどまらず、全国的な展開ということを実施しており、その成果については全国から注目を集めているところであります。

まち・ひと・しごと創生会議にて、現在策定中ではありますが、その中で先ほど申したように

施設の老朽化、今やっている文化的な発信という部分を継続していくために、今後5年間において改修等が必要になるということで記載をしております。多分今、現在まだ策定中のまち・ひと・しごと創生計画となっております。

それから、職員の人件費等につきましてはご質問ですけども、すいません、現在資料を持って きておりませんので、説明ができません。

以上です。

- 〇議長(神田 直人) 10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) そういった詳細については、委員会で多分、産文のほうがお伺いすると思いますので質問しませんけど。

町長にお伺いしますが、これまでもずっとやってきた問題なんです、これは。であるのに後継者もまだ決まっていない状況と思うんです。状況であるし、職員の人たちも高齢化多分進んでいると思うんです。今後、これだけの金を突っ込んでいく中において、町長はえほんの郷については、もちろん事業で今までもいろんなことがあったりして、国の補助金が下りてきたりとかいろいろあった部分もあると思います。

しかし、後継者がいなくて、急にできなくなったと。じゃあ税金は突っ込んで、突っ込んだ中において終わりとか、その後を誰もできないじゃ、それはおかしいと思うんです。やっぱりそれについての町長の考え方をお伺いします。

〇議長(神田 直人) 町長。

○町長(半渡 英俊君) えほんの郷につきましては、木城町の存在感を示す大きな施設といいましょうか、えほんの郷事業発信しているものと思っております。これをなくすわけにはいかないという思いが、まず1つあります。

そこで、事業の継続関係でありますが、これにつきましては私も原議員も一緒でありまして、 事業継続については若干の危機感と言いましょうか、どうするのだろうかというのを思っていま す。ただ、今までが指定管理者制度として管理しています。これは木城町、職員を含めてですが 木城町でなかなか管理ができないので、専門的な部分がありますし、識見を持った人、あるいは アイデア、それからそういたことに対して知見のある人が専門的にやられるのが一番ベストであ ります。そういったことで黒木郁朝村長を中心にして運営がなされていると理解をしています。

継続については、おっしゃるような部分を私も最近考えておりますので、その部分につきましては、黒木郁朝村長と協議をしたいと思っているところであります。以上です。

それからもう1つ付け加えさせていきますと、私は言葉のあやかもしれませんが、事業費、お金を突っ込んでいるという感覚は全くありません。そういった木城町を発信する、すばらしい絵本文化を発信していただいている。自分ではできないことをしていただいているので、そのため

の運営費を出しているという思いであります。 以上です。

- 〇議長(神田 直人) 10番、原博君。
- ○議員(10番 原 博君) 突っ込んでいる言い方は失礼しました。予算を投入しているという言い方にしますけど。でも町長、これまでもずっと言われてきたけど、何回も何回も後継者問題についてはお願いしている。指定管理規約の中にも、そういった部分に関する条例に関してもちゃんとうたってあって、町長はそういうことに関して、いろいろできることあるわけです。あれば、もうちょっと性根入れてやっていかないと、本当にもうある人は、例えば失礼な話ですけど、高齢ですわ。それはもう次できなくなったと言って入院されたときには後継者がいなかったらあとどうなるんですか。お金だけ投入して入れた中において、終わりと。あの人は多分、優秀な方でそういった部分においてはいろんなことができる人かもしれません。でも、後がいなかったら、後を継ぐ人がいなくなったらどうなるんですか、町長。そこについてもう一回お願いします。その部分についてだけ。
- 〇議長(神田 直人) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) だから、先ほど申し上げているように、私も同じような懸念というか、 不安と言いましょうか、そういうのを持っているので、黒木郁朝村長と話し合いをしたいという ことであります。

以上です。

○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第14号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。 議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。 議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号令和2年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。 議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号令和2年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。 議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。 議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号木城町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。 議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。 議案第20号に対する総括質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。

- ○議員(7番 黒木 泰三君) 変更後の木城町の水田が、1へクタール増えているのはなぜなのかをお聞きいたします。
- 〇議長(神田 直人) 産業振興課長。
- O産業振興課長(渕上 達也君) 今回の更新事業に伴いまして、受益者並びに今まで受益地でなかった、更新事業前に入ってなかった人たちにアンケートを行っております。そのアンケートの結果、今度の更新事業のときに受益地として自分たちもそこでやりたいという人たちのアンケート結果に基づいて、今回面積が増えているということです。
- 〇議長(神田 直人) 7番、黒木泰三君。
- ○議員(7番 黒木 泰三君) 増えるというのが何かわからないのですが、以前の水田面積より か増えるというのが。これ決まっている問題ですので何で増えたのかわからないのですが。
- 〇議長(神田 直人) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(渕上 達也君)** 今どの部分の水田かというのはここに資料を持ち合わせておりませんので、そういった形で、トータルな面積を出した場合にその面積になったということです。もしよろしければまた委員会のときにその面積、場所について示したいと思います。よろしいでしょうか。
- ○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第21号権利の放棄についてを議題といたします。

議案第21号に対する総括質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員(3番 森 伸夫君) 議案第20号も関連をするのですけれども、権利の放棄につきましては、先般2日の日に全員協議会において説明がありましたが、一度再確認ということと、3点だけ質問をいただきたいと思います。

この事業につきましては、再確認ですが当初4,230~クタールで申請したが同意の関係があって、ここに出ている3,547~クタールに計画変更したと。そして、最終的に事業管理をしたのが受益面積2,067~クタールで、未施工地区が1,180~クタール発生したということだと思いますが、未施工地区に対する事業負担を2市3町の面積割で貸付金ということで過年度に、資金に切り替えたと。その後、農業情勢の変化、それから農業者の減少等があって、今後この受益面積の拡大が認めないので、権利放棄をしたいということであったと思いますが、3点だけ確認をさせていただきたいと思います。

過去にこの一ツ瀬土地改良区の案件は、決算否認とかそういったものがあったと思います。経 営的に問題がいろいろあったと思いますが、この貸金残高に不良債権、事業費以外のものが混在 していないかどうかを1点。

それから、国県の補助事業によってなされたということでありますが、1市3町の権利放棄によりまして、今後の更新事業がスムーズにいくのかどうか。また、国県に対する補助金返還なり、私が間違っているかもしれませんが、県に対する貸付けも発生したということで、過去に。ずっと頭のほうに入っていたのですが、そういった債務はないのか。それが2点目。

それから3点目に、一ツ瀬土地改良区の受益者と町民は同じ関係ではないという中で、町民の 血税で放棄するわけでありますが、町民の理解がられるかどうか。そのあたりをちょっとお聞き したいと思います。

- 〇議長(神田 直人) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(渕上 達也君) まず、その掛け金残高等の部分について事業費以外のものが含まれていないかということですけども、この部分につきましては昭和60年に工事が終了しまして、平成14年度までにその工事費の金額をお返しするという流れで、受益が発生したときにその部分を返してもらうということです。もうそのときに工事費の残高として固まっている部分を貸付金としておりますので、そういった不良債権等が入っているということはないと判断いたします。

それから、今回2,067~クタールに減らすことによって、補助金の返還が発生しないかということですけれども、これにつきましては農林水産省の南九州事務所と一緒に協議をしており

まして、この更新事業につきましては2,067ヘクタールでよろしいという形で今、計画を進めておりますので、これに伴う事業返還金は伴わないということです。

それから、受益者と町の血税につきまして、町民からの理解が求められるかということですが、非常に難しい問題ではありますが、これを3,547~クタールまま更新事業にしますと、未施工地区がそのまま解消されるということが起こったとしても、それに伴う工事費の増額ということで数十億円規模の工事費を町負担として出さなければならない。ただし、この2,067~クタールという形にすると、3,000万円程度の権利の放棄が発生しますが、その工事費の部分で金額を安くして収まることができるということ。

それから、3,547へクタールの中には、基本的には公共的に高速道路作ったりとか、あるいは各市町がそこを宅地として転用を認めるというような事業を行ってきておりまして、3,547へクタールの面積そのものは基本的には回復し得ないと判断しますので、私どもとしてはこの2,067へクタールで更新事業を進めていただき、そのままその部分については未受益地が受益地として戻ることにはなりませんので、その部分を、返ってこないお金をずっと持つよりは、ここで権利の放棄をして、そこの1市3町の受益者に対して、安心して農業が進めるようなインフラ整備を早く進めていきたいと考えております。

- 〇議長(神田 直人) 3番、森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) およそわかりました。その中で県が貸し付けを一ツ瀬川土地改良 区のほうにやっているということを、間違いかもしれないのですけれども、そのあたりの情報は ないでしょうか。1市3町だけで終わっていくのかどうか。
- 〇議長(神田 直人) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(渕上 達也君) 県の1市3町は貸付金という形で行っております。県については立替金という形でこの支出を行っております。県のほうについては1市3町でこの権利の放棄が認められてから、県でも協議をしてその債権については、債権というか立替金ですので、今後それをどのようにしていくかというのは、話し合っていきたいということです。とりあえず地方負担として、町と受益者の間に地元負担金というのが発生します。この地元負担金を2,067へクタールで確定したいということですので、県とは別に1市3町でやりたいということで、この権利の放棄ということでやっております。
- 〇議長(神田 直人) 3番、森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) 付託議案でありますので、また産業文教常任委員会で協議される と思いますが、新たな更新事業も発生するわけですが、今後このような負担が町に発生しないよ うに、またよろしく指導のほうもお願いしたいと考えます。 以上です。

○議長(神田 直人) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第22号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神田 直人) 質疑なしと認めます。

日程第31. 各常任委員会·特別委員会議案審査付託

○議長(神田 直人) 日程第31、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。 お諮りいたします。第1回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元 に各常任委員会・特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの 案件を各常任委員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(神田 直人) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第22号に至る議案 については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。
- ○議長(神田 直人) 以上で、本日の日程は終了いたしました。この後、午後から委員会審査となっています。

議員の皆様は控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長(河野 浩俊君) 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午後0時17分散会